


令和5年9月29日発行の審決公報

審判番号	商標	類	結論	適用条文と要旨
異議 2022-900360	ドッグフードは毒フード	31	登録 取消	商標法4条1項7号 「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」である。
<p>&lt;決定要旨&gt;                      本件商標「ドッグフードは毒フード」の文字は、「ドッグフードは毒のあるフードである」というような意味を理解、認識させるものである。そうすると、当該商品が毒のある商品であるかのように誤解させる本件商標に対して、不快な印象を抱くことが少なくない。また、需要者は、それが毒のある商品であるかのように誤解、危惧し、商品の購入を躊躇することが少なくなく、ひいてはペットフード産業の発展を阻害するおそれがあるものと判断するのが相当である。                      してみれば、本件商標は、「他人に不快な印象を与える文字等」及び「これを使用することが社会公共の利益に反し、社会の一般的道徳観念に反する場合」に該当し、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標といわざるをえない。</p>				

審判番号	商標	類	結論	適用条文
異議 2022-900350		43	登録 取消	商標法4条1項15号 「ドン・キホーテ社の役務と出所の混同を生じさせるおそれがある。」
<p>&lt;決定要旨&gt;                      申立人は、1989年3月に「ドン・キホーテ」と称する店舗（以下、「〇〇ドンキ（DONKI）」と称する店舗も含めて「申立人店舗」という。）の1号店を開設し、その後、2022年（令和4年）6月25日現在で国内外合わせて700店舗となり、2021年（令和3年）6月期の売上高は1兆7,086億円に至っている。申立人商標の周知著名性及び独創性の程度は高く、また、本件商標と申立人商標との類似性の程度も高く、さらに、本件商標の指定役務と申立人の業務に係る総合ディスカウントストアとは一定程度関連性があり、需要者を共通にするものである。そうすると、商標権者が本件商標をその指定役務に使用した場合、取引者、需要者は、申立人商標を連想、想起し、当該役務が申立人又は同人と経済的若しくは組織的に何らかの関係を有する者の業務に係る役務であるかのように、役務の出所について混同を生ずるおそれがあるものというべきである。したがって、本件商標は、商標法第4条第1項第15号に該当する。</p>				

審判番号	商標	類	結論	適用条文
不服 2022-021119	青	5	登録	商標法3条1項3号 「燻煙剤との関係では、品質（色彩）を表したものとはいえない。」

<決定要旨>

本願商標は、「青」の文字を表してなり、「七色の一つ。また、三原色の一つ。」などを意味し広く一般に使用、理解されている、しかし、本願の指定商品「燻煙剤」を取り扱う業界において、「青」の文字、又は、色彩を意味する語として容易に理解、認識され得る文字が、上述のように商品の品質（色彩）を表示するものとして一般に使用されている事実は発見できず、「青」の文字を商品の品質を表示したものと認識するというべき事情も発見できなかった。よって、商品の品質を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標とはいえない。

審判番号	商標	類	結論	適用条文
不服 2022-021120	BLUE	5	登録	商標法3条1項3号 「燻煙剤との関係では、品質（色彩）を表したものと とは言えない。」

<決定要旨>

本願商標は、「BLUE」の文字を標準文字で表してなり、これは「青色」などを意味する平易な英語であって、我が国において広く一般に使用、理解されているものである。しかし、本願の指定商品「燻煙剤」を取り扱う業界において、「青」の文字、又は、色彩を意味する語として容易に理解、認識され得る文字が、上述のように商品の品質（色彩）を表示するものとして一般に使用されている事実は発見できず、「BLUE」の文字が商品の品質を表示したものと認識するというべき事情も発見できなかった。よって、商品の品質を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標とはいえない。